



平成 17 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太郎
(コード番号 2 5 4 0 東証・名証 第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 北原 正彬
(TEL . 0 3 - 3 4 6 2 - 8 1 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 87 回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

基準日後に発行された株式に議決権等の権利を付与することができる旨を明確にするため、基準日について規定する第 10 条に所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、財務戦略の機動性を確保する目的で行われるものですが、当社の企業価値を毀損する敵対的買収に対する防衛策としての側面も念頭においております。もっとも、当社において現時点でかかる買収者が現れた場合の脅威として想定している具体的な事象はなく、仮に当社の企業価値を毀損する買収者が現れた場合において、当社の企業価値を守るため当社が取り得る適正な選択肢を広げておく観点から実施するものであります。

今後、株主及び投資家に影響をあたえる具体的防衛策の発動を決定した場合は直ちに公表を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(基準日) 第 10 条 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(基準日) 第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、毎年 3 月 31 日の経過後その決算期に関する定時株主総会までの間に発行された株式(新株予約権の行使により発行された株式を含む。本条において以下同じ。)について、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、前項の株主に加え、3 月 31 日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。</u></p> <p>3. <u>前二項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u>ことができる。</p> <p>4. <u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって臨時株主総会において権利を行使すべき株主とされた場合において、当該一定の日後当該臨時株主総会までの間に発行された株式について、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、当該株主に加え、当該一定の日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その権利を行使すべき株主と</u>することができる。</p> |

以 上